



2026年6月23日

各 位

会 社 名 株式会社カノークス

代表者名 代表取締役社長 小河 正直

(コード番号：8076 東証スタンダード、名証メイン)

問合せ先 取締役執行役員管理本部長 花田 寛之

(TEL. 052-564-3511)

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員に対する 譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年7月22日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 8,400株
(3) 処分価額	1株につき1,982円
(4) 処分価額の総額	16,648,800円
(5) 処分予定先	当社の取締役 7名 7,400株 ※監査等委員である取締役を除く。 当社の執行役員 1名 1,000株

#### 2. 処分の目的及び条件

当社は、2025年4月25日開催の取締役会において、将来選任される役員も含め、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び執行役員を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、同年6月24日開催の第97回定時株主総会において、当時の取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠等につき、ご承認をいただいております。

その後、当社は、2026年6月23日開催の第98回定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、本制度に基づき、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、金銭報酬とは別枠で、年額500万円以内（うち社外取締役は900万円以内）の金銭報酬債権を支給すること、及び、譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役を退任する日までの期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、年10,000株以内（うち社外取締役は1,800株以内）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額としない範囲において、取締役会が決定いたします。

また、本制度における当社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

なお、当社は、当社の取締役ほか、当社の取締役を兼務していない執行役員に対しても、当社の取締役と同様、譲渡制限付株式を付与する制度を導入しており、同株式を付与する旨を、以下のとおり本日開催の当社の取締役会にて決議しております。

今回、本制度の目的、当社の業績、各割当対象者の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、指名・報酬委員会において審議の上、本日開催の取締役会において、対象取締役7名及び当社の執行役員1名に付与される当社に対する金銭報酬債権の金銭報酬債権合計16,648,800円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式8,400株を付与することを決議いたしました。

当社と対象取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は下記3. とおりです。なお、当社は当社の執行役員との間でも、概ね同様の譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

### 3. 本割当契約の概要

#### （1）譲渡制限期間

2026年7月22日（以下「処分期日」といいます。）から当社の取締役又は執行役員のいずれの地位をも退任又は退職する日（ただし、当該退任の日が2027年6月30日以前の日である場合には、2027年7月1日）までの間。

#### （2）譲渡制限の解除

対象取締役が、2026年7月22日（払込期日）から2027年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間（以下「本役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が本役務提供期間において、当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した場合、本譲渡制限期間の満了時において、2026年7月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、1を超える場合は1とみなす。）に、本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本株式につき、譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失したときは、譲渡制限期間満了時点において、

本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、各割当対象者が、譲渡制限期間中に任期満了又は定年その他の正当な事由による場合（死亡による場合を含む。）以外で、当社の取締役又は取締役を兼務しない執行役員のいずれも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の時点をもって、当該対象取締役等が保有する本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役等について法令違反その他当社取締役会が定める事由に該当する場合、当該対象取締役等が保有する本割当株式の全部又は一部を無償で取得することができる。

(4) 株式の管理

対象取締役は、東海東京証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとする。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式の処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年6月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,982円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上